

(その6)

4 政党基金（支部基金）の内訳

政党基金(支部基金)の名称		国民民主党基金			
前年末の残高①	200,000,000		目	的	党勢拡大対策
積			立		
て			取		
崩			し		
年	月	日	金		額
			備		考
			年		月
			日		
			金		額
			備		考
			2020.8.18		
			200,000,000		人件費へ充当
小		計 ②	0		
果			実		
年	月	日	金		額
			備		考
小		計 ③	0		
合計 (②+③) ④		0			
合		計 ⑤	200,000,000		
本 年 末 等 の 残 高					
(① + ④ - ⑤) ⑥		0			
増 減 額⑥-①		△ 200,000,000			

監 査 意 見 書

令和2年10月7日

国民民主党規約第35条、第47条に基づく監査の結果について、下記のとおり報告します。

1. 実施した監査の概要

令和2年分の政党交付金に関する収支について監査を実施した。

2. 監査の対象となった会計帳簿、領収書等及び残高証明等についての意見

いずれも誤りなく記録され、かつ保存されていることを確認した。

3. その他の監査上の特記事項

特に記載すべき事項なし。

政党の名称 国民民主党

監査した者の職・氏名

常任監査

森本直治 

会計監査

近藤和也 

監 査 報 告 書

令和2年10月7日

国民民主党

代表 玉 木 雄一郎 殿

EY新日本 有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

鈴木 一 宏



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

児玉 卓也



1. 監査の概要

当監査法人は、政党助成法（以下「法」という。）第28条第2項において準用する法第19条第2項の規定に基づき、国民民主党の令和2年1月1日から令和2年9月11日までの法第28条第1項に規定する報告書に記載された法第17条第1項各号の事項について、政党助成法施行規則（以下「規則」という。）第20条第1項で定めるところにより監査を行った。

この監査に当たり、当監査法人は、必要と認めた監査手続を実施した。

2. 監査の結果

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 法第15条第1項に規定する会計帳簿、同条第2項に規定する領収書等及び同条第3項に規定する残高証明等が保存されているものと認める。
- (2) 法第15条第1項に規定する会計帳簿には、政党交付金に係る収支の状況が記載され、かつ、会計責任者が当該会計帳簿を備えているものと認める。
- (3) 法第28条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、領収書等、振込みの明細書及び残高証明等に基づいて収支の状況が表示されているものと認める。

3. 利害関係

当監査法人には、規則第19条の規定に違反する事実はない。

以 上

(その7)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ① 領収書等及び残高証明等の写し等
- ② 監査意見書
- ③ 監査報告書 (本部に限る。)
- ④ 提出を受けた支部報告書 (宣誓書を含む。) 及び監査意見書
- ⑤ 総括文書 (政党助成法第17条第2項第3号及び第4号) (本部に限る。) 又は支部総括文書 (同法第18条第2項第4号) (支部に限る。)

この報告書は、政党助成法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和2年 10 月 7 日

政党(支部)の名称 国 民 民 主 党

会計責任者の氏名

奥野総一郎 

(備考) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。